

「(仮称) 山口市武道館整備事業」基本設計業務
委託仕様書

山口市 交流創造部 スポーツ交流課

内容

1. 業務概要.....	1
1-1 委託事業	1
1-2 委託料上限額	1
1-3 業務概要	1
2. 一般共通事項	1
2-1 適用範囲	1
2-2 業務の実施条件	1
2-3 工程表等の提出	1
2-4 部外折衝等.....	1
2-5 打合せ及び議事録.....	2
2-6 市が参加を求める会議及び説明会等への出席.....	2
2-7 審査.....	2
2-8 軽微な変更.....	2
2-9 適用基準等.....	2
2-10 貸与基準等.....	3
2-11 使用言語等.....	3
2-12 特許に係るもの	3
2-13 特定の製品名等	3
2-14 特殊な工法等	3
2-15 提出期限	3
3. 設計と条件	3
3-1 敷地の条件.....	3
3-2 施設の条件.....	4
3-3 設計の条件.....	4
3-4 その他の条件	4
4. 設計業務.....	4
4-1 業務内容	4
4-2 業務仕様	5
4-3 成果品	5

1. 業務概要

1-1 委託事業

この委託業務は、設計条件に基づき山口市が実施する（仮称）山口市武道館整備事業の基本設計を行い、必要な設計図書を作成するものである。

1-2 委託料上限額

委託料の額は、令和6年国土交通省告示第8号に準じて、市独自に算定したものとする。

1-3 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名 称 | (仮称) 山口市武道館整備事業基本設計業務 |
| (2) 建設場所 | 山口市大内長野 1107 番地 やまぐちリフレッシュパーク芝生広場 |
| (3) 敷地面積 | 全体：約 126,000 m ² 、芝生広場等：約 10,000 m ² |
| (4) 想定延床面積 | 2,300 m ² ～2,800 m ² ※必要な機能・規模を本業務で検討 |

2. 一般共通事項

2-1 適用範囲

この仕様書は、「（仮称）山口市武道館整備事業基本設計業務」に適用する。

また、この仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上、決定する。

2-2 業務の実施条件

- (1) 業務は、一般業務と追加業務とし、一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一の基本設計の項に掲げるものを基本とすること。（総合・構造・設備）
- (2) 業務は、設計条件に基づいて実施すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、発注者と十分な連絡を保ち、基本方針等については、発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令及び適用基準を遵守すること。
- (5) 設計業務において協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し承諾を受けること。
- (6) 業務に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。

2-3 工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受ける。
 - ① 工程表
 - ② 担当技術者一覧表
 - ③ 協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者一覧表
 - ④ その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者は、(1)に定める書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに文書で報告し発注者の承諾を受けなければならない。ただし、担当技術者一覧表については、原則としてプロポーザル時における記載内容を変更することができない。

2-4 部外折衝等

- (1) 業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握し、発注者に文書で報告すること。
- (2) 設計作業の実施に当たって部外折衝を要する場合は、速やかに発注者に文書で報告し、その指示に従うこと。

2-5 打合せ及び議事録

受託者は、発注者、関係官庁との打合せを行った場合には、速やかに議事録を作成し、その都度発注者に電子データ（PDF ファイル）で報告すること。

2-6 市が参加を求める会議及び説明会等への出席

受託者は、市が参加を求める会議及び関係者向けの説明会等に出席するとともに、速やかに議事録を作成し、その都度発注者に電子データ（PDF ファイル）で報告すること。

2-7 審査

- (1) 業務が終了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の審査を受けること。
- (2) 業務終了期限前であっても、発注者が成果品の一部の提出期限を指定した場合は、受託者はその指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、発注者の審査を受けること。

2-8 軽微な変更

設計条件、設計図書に関しての軽微な変更については、受注者は発注者の指示により作業を進めること。この場合、設計業務受託契約書の規定に関わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

2-9 適用基準等

設計図書の作成にあたっては、以下の仕様によるものとする。

(1) 共通

- ① 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ② 官庁施設の基本的性能基準
- ③ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ④ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ⑤ 官庁施設の環境保全性基準
- ⑥ 官庁施設の防犯に関する基準
- ⑦ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ⑧ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ⑨ 公共建築工事積算基準
- ⑩ 公共建築工事共通費積算基準
- ⑪ 公共建築工事標準単価積算基準

(2) 建築

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ② 建築工事標準詳細図
- ③ 建築工事設計図書作成基準
- ④ 建築構造設計基準
- ⑤ 構内舗装・排水設計基準

(3) 建築積算

- ① 公共建築数量積算基準
- ② 公共建築工事標準単価積算基準

(4) 設備

- ① 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ② 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ③ 公共建築工事標準図（電気設備工事編）
- ④ 公共建築工事標準図（機械設備工事編）
- ⑤ 建築設備工事設計図書作成基準

(5) 設備積算

- ① 公共建築設備数量積算基準
- ② 公共建築工事標準単価積算基準

2-10 貸与基準等

受託者は、本業務に必要な資料等で、発注者が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、発注者から借り受けることができる。

ただし、受託者が設計資料を紛失又は破損した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し変換し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

また、業務が終了したときは、速やかに発注者に返却しなければならない。

2-11 使用言語等

本業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はメートル、通貨は日本円とする。

2-12 特許に係るもの

材料、工法等で特許に係るものを採用しようとするときは、発注者と協議し指示を受けること。

2-13 特定の製品名等

設計図には、特定の製品名、製造所等を記載したり、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。

2-14 特殊な工法等

適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとするときは、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けなければならない。

2-15 提出期限

最終提出期限は、令和8年3月31日までとする。

3. 設計と条件

以下の設計条件は、設計にあたっての基本的な前提条件を示したものであり、業務の実施にあたっては発注者と打合せの上、設計条件を決定するものとする。

3-1 敷地の条件

- (1) 敷地面積 芝生広場周辺（ロータリー等を含む）約 10,000 m²
- (2) 用途地域 第二種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
- (3) 公共下水 無
- (4) 上水道 有
- (5) 地盤調査結果 建設場所（芝生広場）の地盤調査は、本業務において配置計画が具体化した上で、令和7年度に別途発注にて実施を予定しており、成果品受領後に実施設計

業務に向けて受託者へ提供する。そのため、本業務の際は、既存の地盤調査結果等を参考とすること。

3-2 施設の条件

(1) 延床面積

2,300 m²～2,800 m²とするが、(仮称) 山口市武道館整備基本計画(以下「基本計画」という。)に示す機能等を踏まえた上で、本業務において決定する。

(2) 主要諸室

基本計画に基づくものとする。

(3) 主要構造・階数

主要構造は、発注者と受託者が協議の上決定するものとし、階数は、平屋とする。

(4) 耐震安全性の分類

大規模な災害を想定し、有事には避難所として活用できる施設とすること。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の目標については、以下のとおりとする。

① 構造体：Ⅱ類

② 建築非構造部材：A類

③ 建築設備：乙類

(5) その他施設条件

基本計画に基づくものとする。

3-3 設計の条件

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、工事施工に関わる工法選定を行う上で、汎用的な工法を含めた検討を行うこと。なお、施工業者が限定されるような特許取得工法等は原則として活用しないものとする。

(2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、建物のライフサイクルコストを考慮したコスト縮減に努めること。

(3) 仕上げ等に採用する木材については、市内産材の活用を検討すること。

3-4 その他の条件

建設工事費は、基本設計において施設概要をある程度具体化した段階で概算事業費を算出することとする。

4. 設計業務

4-1 業務内容

(1) 一般業務

令和6年国土交通省告示第8号別添の基本設計の項に掲げるものを基本とする。

(2) 追加業務

① 透視図(外観図、内観図)の作成 A3判

② 基本計画を踏まえた敷地の利活用の提案

③ ライフサイクルコストの縮減、環境への配慮の提案

4-2 業務仕様

- (1) 受託者は、次の時期に発注者と打合せを行うこと。その際、必要に応じてスケッチ、資料等を作成すること。
 - ① 契約直後
 - ② 基本図確定前
 - ③ 概算見積書作成前
 - ④ その他打合せを必要とするとき
- (2) 設計の進捗に伴い、施設計画に変更が生じた場合には、発注者と協議を行い、その承諾を受けること。また、その内容を文書または電子データで報告し、当該報告に係る修正作業等は、本設計業務に含まれるものとする。
- (3) 原図用紙
設計図書等の用紙は、受託者のものを使用する。

4-3 成果品

以下に示すものは、本業務に関する成果品の概要を示したものであり、具体的な成果品は協議により決定するものとする。

- (1) 基本設計図書
 - ① A 4 判折込製本 2 部
 - ② CD-R 又は DVD-R 1 部
【CD-R 又は DVD-R 納品内容】
インデックス、PDF データ、CAD データ
- (2) 透視図
 - ① 外観図 2 部 (A 3 判カラー)
 - ② 内観図 2 部 (A 3 判カラー)